

ジェネリック医薬品を ご利用ください！！

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分・効能で作られた後発薬です。
組合員と被扶養者の皆さまがジェネリック医薬品を利用することで、**自己負担が減額できるだけでなく、医療費の削減**となり、皆さまの納めている掛金を抑えることにもつながりますので、ぜひご利用ください。

安心！！

ジェネリック医薬品は新薬と同じ品質を保つことが義務付けられており、品質再評価試験済みで、製品によっては大きさや味が改善されたものもあります。

安価！！

新薬は膨大な開発期間や費用が必要となりますが、ジェネリック医薬品は新薬の特許期間満了後に製造されるため、開発期間や費用が抑えられ、安価になります。

Q

ジェネリック医薬品に切り替えると、どのくらい減額になりますか？

A

ジェネリック医薬品は新薬の約2～7割程度の価格であるため、新薬と比べると3割以上減額になります。

●高血圧症の薬を1日1錠365日服用した場合（3割負担） ※あくまでも目安です。



||||||| ジェネリック医薬品差額通知を送付します |||

ジェネリック医薬品差額通知は、調剤薬局等で処方された新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、どれくらい減額になるかお知らせするものです。

通知を参考にさせていただき、**ジェネリック医薬品への切り替えの検討をお願いします。**

また、通知の中にジェネリック医薬品希望シールを同封しておりますので、ご利用ください。

通知対象者

新薬を処方されている組合員及び被扶養者の皆さまのうち、比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、切り替えた場合、**1か月の自己負担額が300円以上減額**になると見込まれる方。

送付時期

10月下旬に通知対象者のご自宅に送付します。



医師の判断等によりジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

